

武道指導要領

1. 趣旨

県内の中学校や高等学校の部活動顧問に各武道の専門的な指導のできる指導者が少なく、武道経験のない教員が指導している状況がみられる。このような現状は指導を任せられる教員にとっても、また指導される生徒達にとってもあまり望ましい状況とは言えない。さらに、この課題を解消することが難しく廃部に追い込まれる例もある。

また、平成24年度より中学校保健体育科の授業において武道が必修となり、指導する教員は自らの技能の向上を図るとともに、安全で充実した武道の授業を実現するため学習内容や指導法を工夫・改善し、さらに専門的な指導を加えるために授業協力者(外部指導者)を依頼している学校もある。

そこで、武道の普及振興を業務の一端とする当武道館としては、上記のような学校から、部活動及び武道授業の指導要請があれば、当館職員(指導員)が専門的な見地からその指導や支援にあたることにより、より安全で充実した武道指導に貢献していきたいと考える。

2. 指導要請の方法

- (1) 指導要請は、別紙申請書(様式1)を2週間前までに提出する。
- (2) 指導種目は、当武道館職員が対応できる種目(柔道・剣道など)とする。
- (3) 指導する場所は、当武道館および当該校とする。
- (4) 指導可能日時は、原則として勤務時間内とする。但し、武道学園や大会・講習会等が開催され、会場を確保できない場合、及び職員の都合がつかない場合があるので、事前に日時を調整すること。
- (5) 指導対象は、県内に住所を有する児童・生徒をはじめとする一般県民とする。
- (6) 指導は、当武道館職員の勤務に支障のない範囲内で行うものとする。
- (7) 指導する場合、長期間特定の団体に片寄ることのないように、「全体の指導者」として公平平等な指導に配慮するものとする。
- (8) 指導は業務の一環として行うこととし、指導料・謝金などは受けない。当武道館を使用する場合は施設使用料のみ、当武道館の規定に基づき徴収する。
- (9) 指導中は部活動の顧問または武道授業の担当教諭が、必ず同席のこととする。
- (10) 指導中に万一事故が起きた場合は、受講者の責任並びに負担において治療するものとする。